

【参考】まほろばゼロカーボン推進事業(第1期)リスク分担表

項目	リスクの内容		対象事業			負担者		備考	
			電力 調達	ZEB LED	PPA	県	事業者		
共通	入札説明書等リスク	入札説明書等の誤りに関するもの	○	○	○	○			
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの	○	○	○		○		
	契約締結リスク	県の責に帰すべき事由により事業契約が締結できないことによるもの	○	○	○	○			
		事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できないことによるもの	○	○	○		○		
	制度関連 リスク	政治・行政 リスク	県の政策変更によるもの	○	○	○	○		
		法制度リスク (税制度は除く)	法制度の新設・変更に関するもの (本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの)	○	○	○	○		
			上記以外のもの	○	○	○		○	
		許認可リスク	県が取得する許認可の遅延に関するもの	○	○	○	○		
			事業者が取得する許認可の遅延に関するもの	○	○	○		○	
		税制度リスク	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	○	○	○		
	上記以外のもの		○	○	○		○		
	社会リスク	住民対応リスク	県が入札説明書等で示した条件に対する住民の反対運動等によるもの		○	○	○		
			上記以外のもの		○	○		○	
		環境問題リスク	事業者が行う業務に起因するもの	○	○	○		○	
		第三者賠償リスク	県の指示によるもの	○	○	○	○		
	事業者の行う本事業により生じる環境等への影響、また事業者により提示された事業計画に起因するもの		○	○	○		○		
	債務不履行リスク	県の債務不履行によるもの	○	○	○	○			
		事業者の債務不履行によるもの	○	○	○		○		
	不可抗力リスク	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの		○	○	○	○	事業者が付保する保険又は同等の措置により対応できるものは事業者の負担とする。電力調達に関するリスクは、原則として事業者が負担する。	
	物価リスク	物価変動によるもの		○	○	○	○	一定範囲を超える物価変動は県が負担する。電力調達に関するリスクは、原則として事業者が負担する。	
調査・設計に係る リスク	県の指示、変更による事業内容・計画変更によるもの			○	○	○		原則として、PPA 事業は一切のリスクを事業者が負担すること。	
	調査リスク	県が予め実施した調査によるもの		○	○	○			
		事業者が実施した調査等によるもの		○	○		○		
設計リスク	設計の不備によるもの		○	○	△	○	基本設計図に示した要件も含め、原則として事業者の負担とする。原則として、PPA 事業は一切のリスクを事業者が負担すること。		
建設に係る リスク	工事完成遅延リスク	県の責に帰すべき事由による工事完成遅延		○	○	○		原則として、PPA 事業は一切のリスクを事業者が負担すること。	
		上記以外による工事完成遅延		○	○		○		
	設計変更リスク	県の指示による設計変更によるもの		○	○	○			
	瑕疵リスク	瑕疵担保期間に発見された瑕疵		○	○		○		
	工事費増加リスク	県の責に帰すべき事由によるもの		○	○	○			
上記以外のもの			○	○		○			
維持管理 リスク	施設損傷リスク	県による災害復旧活動、災害対策活動等に伴う施設の損壊の復旧費用及び通常営業に向けた清掃費用			○		○		
		施設の管理瑕疵・管理不備によるもの				○	○		
		第三者の過失等によるもの				○	○		
	要求水準未達リスク	要求水準書に適合させるための修繕・改修等によるもの				○	○		
	施設管理費リスク	県の指示による事業内容の変更等によるもの				○	○		
		上記以外のもの				○	○		
技術革新リスク	施設及び設備が事業期間中に陳腐化し、施設利用者に対するサービスが劣る状況になった場合によるもの				○	○			
終了時	事業清算リスク	事業者の清算手続き等に関するもの				○	○		
	性能確保リスク	事業期間終了時における要求性能水準の確保に関するもの				○	○		